

手続名
家賃の決定

担当課・係（連絡先）

建築指導課・建築指導・住宅G（049-252-7127）

手続説明

・概要
公営住宅入居者の家賃を決定するための手続きです。
入居者の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることとされています。

・対象者
富士見市営つるせ台住宅の入居者

・提出期限
毎年11月に収入申告会を行い、必要書類を提出していただきます。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・収入申告書
・個人番号届出書
・障害者手帳等の写し
※世帯の状況によりその他の書類を提出していただくことがあります。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shiei_kenei_jutaku/shiei_kenei.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし